

衣浦東部広域連合公告第14号

一般競争入札について

衣浦東部広域連合契約規則（平成15年衣浦東部広域連合規則第22号）第7条の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行う。

令和8年7月3日

衣浦東部広域連合長 小 池 友 妃 子

1 入札に付する事項

（1）件名

自動販売機設置に係る行政財産貸付

（2）物件の表示

別紙貸付物件一覧のとおり

（3）貸付期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

（4）最低貸付料

金479,985円（消費税及び地方消費税抜き）

（5）契約書作成の可否

要

（6）入札保証金

免除

（7）契約保証金

免除

2 入札者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第1項の規定に該当しない者であること。

（2）過去3年間に於いて、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当したことがない者であること。

（3）法人にあっては愛知県内に本店、支店、営業所等を有し、個人にあっては愛知県内で事業を営んでいること。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。
- (6) 入札の公告日から開札日までの間、衣浦東部広域連合入札参加資格等停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 国税、県税及び市（町、村）税を滞納していないこと。
- (8) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。

- (9) 過去3年間（令和5年4月1日から入札書を提出する前日までをいう。）に自ら管理、運営する自動販売機を広域連合、国又は他の地方公共団体に設置し

た実績を有していること（設置期間中のものを含む）。

3 入札者に必要な資格の審査

入札者に必要な資格の審査については、開札後にすべてを審査する事後審査とする。

4 契約条項を示す場所及び日時

（１）場所

衣浦東部広域連合事務局総務課

（２）日時

入札の公告日から入札書到達期限の日まで

5 入札に関する事項

（１）入札書の提出

ア 入札方法

郵便による入札

イ 宛先

〒448-8799 刈谷郵便局留 衣浦東部広域連合総務課 行

ウ 到着期限

令和8年7月27日（月）

エ 郵送方法

一般書留、簡易書留又は特定記録郵便 ※郵便用封筒書式

オ 入札書

（ア）入札書は、衣浦東部広域連合ホームページの「自動販売機設置に係る行政財産貸付け」に掲載する様式を使用し、必要事項の記載及び押印をすること。

（イ）入札金額は、貸付料の5年分（令和8年10月分から令和13年9月分まで）の総額を記入すること。

（ウ）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を当該入札書に記載すること。

（エ）入札用封筒は、衣浦東部広域連合ホームページの「自動販売機設置に係

る行政財産貸付け」に掲載する様式のとおりに必要な事項の記載及び封印をすることとし、封筒の大きさは問わない。

(2) 仕様書のホームページ掲載について

ア 掲載期間

令和8年7月3日（金）から令和8年7月27日（月）まで

イ 衣浦東部広域連合ホームページの「自動販売機設置に係る行政財産貸付け」よりダウンロードすること。

(3) 入札の質問方法

衣浦東部広域連合事務局総務課へ電子メールにより行う。なお、質問の期限は、令和8年7月10日（金）正午までとし、回答は衣浦東部広域連合ホームページの「自動販売機設置に係る行政財産貸付け」において公表する。

6 開札

(1) 開札日時

令和8年7月29日（水） 午前10時05分

(2) 開札場所

衣浦東部広域連合事務所1階 会議室

(3) 開札の立会い

当該入札の参加者は、開札に立会うことができる。立会いをする者がいない場合は、入札業務に関係のない広域連合職員が立会うものとする。

7 落札候補者の決定

(1) 開札の結果、入札者のうち最低貸付料以上で最高価格の入札をした者を落札候補者とし、落札候補者の次に高価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留する。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじによって落札候補者を決定する。この場合、当該入札者が入札に立会っている場合は、その者がくじを引き、立会っていない場合は、入札業務に関係のない広域連合職員がくじを引くこととする。

8 入札参加資格の確認

落札候補者は、以下に定める提出書類（各1部）を令和8年8月5日（水）午後5時までに衣浦東部広域連合総務課財務係に持参により提出すること。

提出された書類の審査を行い、落札候補者が必要な資格を満たしていなかった場合、次順位者は、別に指定する期日までに持参により以下に定める提出書類を

提出すること。

(1) 過去3年間（令和5年4月1日から入札書を提出する前日までをいう。）に自ら管理、運営する自動販売機を広域連合、国又は他の地方公共団体に設置した実績（設置期間中のものを含む）を証明する使用許可書又は契約書の写し

(2) 証明書類（発行から3か月以内のもの。写し可）

ア 法人 履歴事項全部証明書

イ 個人 (ア) 住民票（本人分のみ）

(イ) 身元（分）証明書（本籍地の市役所で発行）

(ウ) 登記されていないことの証明書（後見・補佐・補助を受けていないことの証明）（全国の法務局・地方法務局（本局）で発行）

(3) 国税の未納がないことの証明書について（所管税務署で発行）

ア 法人 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3 未納の税額がないことの証明）

イ 個人 「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の2 未納の税額がないことの証明）

(4) 県税の未納がないことの証明書について（愛知県の県税事務所で発行）

ア 法人 すべての県税について未納の徴収金がないことの証明（法人用）

イ 個人 すべての県税について未納の徴収金がないことの証明（個人用）

(5) 市（町、村）税の未納がないことの証明書について（住所地の市役所で発行）

ア 法人 未納の税額がないことの証明

イ 個人 未納の税額がないことの証明

※(2) から(5) までについては、「あいち電子調達共同システム（物品等）」に名簿登録（碧南市、刈谷市、安城市、知立市又は高浜市のいずれか）されている場合は不要とする。

9 落札者の決定

提出された書類の審査を行い、落札候補者が必要な資格を満たしていた場合、落札者として決定する。また、入札結果は、衣浦東部広域連合ホームページの「自動販売機設置に係る行政財産貸付け」において公表する。

10 入札の無効に関する事項

(1) 入札に際し、談合等による不正行為があった入札

- (2) 入札参加者の資格を有しない者の入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 談合その他不正の行為に係る情報が寄せられた場合において、契約担当者が指示する書類を提出しない入札
- (7) 入札価格が最低貸付料未満の入札
- (8) 入札書の記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の記載に改ざん又は訂正がある入札
- (11) 入札書に当該入札に関係ない事項を記載した入札
- (12) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

1.1 その他必要な事項

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者が契約までに資格要件を満たさなくなったときは、当該契約の締結はできない。
- (3) 落札者は、施設ごとの内訳書（衣浦東部広域連合ホームページの「自動販売機設置に係る行政財産貸付け」に掲載する様式）を提出すること。
- (4) その他定めのない事項は、衣浦東部広域連合入札心得書に準じて執行する。